

社会福祉法人県西福祉会 定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人県西福祉会(以下「法人」という。)定款細則(以下「細則」という。)は、法人定款(以下「定款」という。)第40条の規定により法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

(招集の手続)

第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を

開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第8条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第9条 定款第13条に定める評議員会の決議事項および決議要件の一覧は、別表1-1に記載のとおりとする。

- 2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第10条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第11条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第12条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合(次に掲げる場合を除く。)
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を法人に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明をすることにより法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第13条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。

(1) 通常の評議員会の事項

- ① 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 評議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款

に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称

⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名

⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 議員会の決議の省略の場合の事項

① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした者の氏名

③ 評議員会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 評議員会への報告の省略の場合の事項

① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

② 評議員会への報告があったものとみなされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。

5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 理事会

(理事会の開催)

第14条 理事会は、毎会計年度に5月、10月、3月の年3回開催する。

2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集者)

第15条 定款25条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

(1) 定款25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。

(2) 前条第2項第3号および同条第2項第4号により理事が招集する場合。

(3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合。

2 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が招集する。

4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第16条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第15条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第17条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当る。

(理事会の決議事項)

第18条 定款第24条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表1-2に記載のとおりとする。

(決議方法)

第19条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第20条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第21条 理事、監事(又は会計監査人)が理事、監事(又は会計監査人)の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第22条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第23条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

(1) 通常の理事会の事項

① 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

ア 理事の請求を受けて招集されたもの

イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの

ウ 監事の請求を受けて招集されたもの

エ 監事が招集したもの

③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果

④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告

イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告

ウ 理事会で述べられた監事の意見

⑥ 理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名

⑦ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

(2) 理事会の決議の省略の場合の事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 理事会への報告の省略の場合の事項

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 議事録には、理事長(定款第25条第2項に基づく理事会にあつては、その理事会を招集した理事及び監事が署名し、又は記名押印しなければならない)。

4 理事会の決議に参加した理事であつて、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項等)

第24条 定款第24条の定める理事長の専決事項は、別表2に記載のとおりとする。

第6章 監事

(監事の選任議案)

第25条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第26条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがある

ときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第27条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第7章 評議員ならびに役員選任時の提出書類

(提出書類)

第28条 評議員ならびに役員選任候補の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、候補者から次の書類を徴するものとする。

1. 就任承諾書
2. 履歴書
3. 宣誓書
4. その他 評議員ならびに役員としての欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な書類

第8章 その他

(秘密の保持)

第29条 法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員(以下「役員等」という。)及び役員等であつた者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第30条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、平成30年5月25日から施行する。

別表1-1 (評議員会の決議事項及び決議要件)

		評議員会決議事項	根拠(社会福祉法(法)、定款)	議決数
関わる事項に	1	定款の変更	(法)第45条36第1項	議決に加わることができる評議員の2/3
	2	法人の解散	(法)第45条36第1項1号	
	3	吸収合併契約の承認	(法)第52条54第2	
	4	新設合併の承認	(法)第54条8	
役員 の選任・ 解任に 関する 事項	5	役員を選任	(法)第43条第1項	過半数
	6	役員(監事限定)の解任	(法)第45条4第1項	議決に加わることができる評議員の2/3
	7	役員(監事以外)の解任	(法)第45条4第1項	過半数
	8	役員等の報酬基準の承認	(法)第45条35第2項	過半数
	9	理事の報酬	(法)第45条16第4項準用	過半数
	10	監事の報酬	(法)第45条16第3項準用	過半数

財務に関する事項	11	計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認	(法)第 45 条 30 第 2 項 定款第 10 条	過半数
	12	基本財産の処分	定款第 29 条	過半数
	13	残余財産の処分	定款第 37 条	過半数
その他	14	社会福祉充実計画の承認	(法)第 55 条 2 第 11 項	過半数
	15	役員等の責任の免除(一部の免除)	(法)第 45 条 20 第 4 項準用	総評議員の同意
	16	その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項		過半数

別表 1-2 (理事会の決議事項)

		理事会決議事項	根拠(社会福祉法(法)、定款)	議決数
法人運営に関わる事項	1	法人の業務執行の決定	定款第 24 条	過半数
	2	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	(法)第 45 条 90 項準用	過半数
	3	評議員会の招集	定款第 25 条	過半数
	4	理事会の招集権者	(法)第 45 条 14	過半数
	5	定款細則の決定	定款第 40 条	過半数
	6	事務所の重要な組織の設置、変更及び廃止	(法)第 45 条 13 第 4 項 4 号	過半数
	7	内部管理体制の整備	(法)第 45 条 13 第 5 項	過半数
	8	競争及び利益相反取引の制限	(法)第 45 条 16 準用	過半数
	9	臨機の措置	定款第 35 条	理事総数の 2/3
役員等の選任解任	10	理事長の選定・解職	(法)第 45 条 16 第 3 項準用	過半数
	11	重要な財産の処分及び譲り受け	(法)第 45 条 13 第 4 項第 3 号	過半数
財務・計画・報告に関する事項	12	多額の借財	(法)第 45 条 13 第 4 項第 2 号	過半数
	13	事業計画及び収支予算書等の承認あるいは決議	定款第 31 条	過半数
	14	事業報告及び決算書類の承認	定款第 32 条	過半数
	15	基本財産の処分	定款第 29 条	過半数
	16	資産の管理	定款第 30 条	過半数
	17	会計処理の基準	定款第 34 条	過半数
その他	18	社会福祉法第 45 条 20 第 4 項に規定する責任の免除	(法)第 45 条 20 準用	過半数

別表 2 (理事長等の専決事項等)

理事長専決事項	
1	施設長の任免その他重要な人事を除く職員の任免に関すること。
2	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
3	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他、やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
4	施設資金の借り入れに関わる契約であって、予算範囲内のもの。なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

5	建設工事請負や物品等の契約であって、1,000万円以下のもの又は、緊急を要する物品等の契約。なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合、理事会において選任する他の理事が専決する。
6	基本財産以外の固定資産の取得及び、改良等のための支出並びにこれらの処分。
7	損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えられないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響があるものは除く。
8	予算上の予備費の執行並びに予算の中区分の勘定科目相互間において予算を流用すること。
9	利用者の日常支援に関すること。
10	利用者の預り金の日常の管理に関すること。
11	寄付金の受け入れに関すること。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。